

令和4年第4回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和4年4月28日
- ・ 会場 深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和4年4月28日(木) 午後4時00分

深谷市役所本庁舎3階 大会議室

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 18 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 19 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 20 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 21 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 22 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 報告第 23 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 7) 議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定について
- 8) 議案第 27 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 9) 議案第 28 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 29 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和4年4月28日	開会場所	深谷市役所大会議室		
開閉の日時	開 会	令和4年4月28日(木) 午後4時00分			
	閉 会	令和4年4月28日(木) 午後4時50分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	木口 正彦	出	21	塚原 勝美	欠
2	茂木 浩	出	22	富田 千恵子	出
3	江口 明	出	23	塚越 石夫	出
4	柴崎 安雄	出	24	石川 野理子	出
5	小内 忠	出	1	増野 弘	出
6	大澤 慶三	出	2	糸原 清	出
7	下田 洋子	出	3	田中島 隆	出
8	小嶋 道夫	出	4	篠原 哲男	出
9	吉田 光雄	出	5	大澤 正	出
10	新井 安夫	出	6	橋本 繁穂	出
11	新井 美津子	出	7	加藤 富夫	出
12	関根 満好	欠	8	鶴田 博樹	出
13	福島 明	出	9	飯塚 諭	出
14	坂本 清	出	10	原口 友一	出
15	宇野 正行	出	11	根岸 英男	出
16	荻野 正和	出	12	須永 政信	出
17	飯島 三喜男	出	13	野辺 一夫	出
18	小暮 次男	出	14	馬場 詔二	出
19	今井 順子	出	15	大野 晃	出
20	安藤 已喜夫	出	16	高荷 政行	出
説 明 者	事務局長	吉田 稔			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐	笠原 正史			
	農地係長	関根 克己			
	主査	磯貝 益生			
	主査	関根 麗子			
	主査	山口 圭一			
参 与	産業振興部次長兼農業振興課長	三ツ橋 正記			
	農業振興課 主査	福島 芳宏			
	農業振興課 主事	加藤 寛規			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	開会	事務局長	<p>本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から、令和4年第4回深谷市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	委員の出欠席報告	事務局長	<p>はじめに、本日の欠席委員の報告をいたします。</p> <p>議席番号12番関根委員、21番塚原委員が欠席でございます。</p> <p>従いまして、委員24人中22人の出席となり、出席者が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は、全員出席となっておりますので、合わせてご報告いたします。</p>
	議長の選出	事務局長	<p>次に議長の選出を行います。</p> <p>深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。</p>
	議事録署名人の指名	議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しいなかご出席ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議席番号22番富田委員、議席番号23番塚越委員、以上2名を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
	報告事項について	議 長	<p>それでは、総会日程に従いまして、順次進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第23号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」までを一括して事務局より報告させていただきます。</p> <p>事務局お願いします。</p>
		事務局	<p>はい。それでは事務局より報告させていただきます。</p> <p>【報告第18号～報告第23号についてそれぞれ概要を説明】</p> <p>報告案件につきましては以上となります。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議案第26号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長	<p>次に、議案書の12ページ、議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>	
	事務局	<p>はい。それでは議案書12ページ、議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」を事務局より説明いたします。</p> <p>【議案第26号について概要を説明】</p>	
	事務局	<p>農用地利用集積計画の決定についての説明は以上です。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>	

	会 議 件 名	て ん 末	
議		議 長	<p>それでは本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
		議 長	<p>異議がございませんので、本件は原案どおり決します。</p>
進 行 状 況	議案第27号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	<p>次に、議案書の30ページ、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
		事務局	<p>はい。それでは議案書の30ページ、議案27号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明いたします。</p> <p>【議案第27号について概要を説明】</p>
		事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。 なお、ご審議いただくにあたりまして、担当委員と事務局で現地調査を実施しましたことを報告いたします。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
		議 長	<p>はい。ただ今事務局より説明のありました本議案につきまして、続いて現地調査を行った委員より意見を伺います。 農地利用最適化推進委員の田中島委員、お願いします。</p>
		田中島委員	<p>はい。報告いたします。 4月13日に、私と富田委員と事務局職員で3条申請に関係する農地の現地調査を行いました。 整理番号1番、4番、5番、6番の各譲受人の経営地につきましては耕作、管理がおこなわれておりました。それぞれの申請地につきましても、特に問題はありませんでした。 現地調査の結果、以上4件につきましては農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。 以上です。</p>
		議 長	<p>はい。田中島委員、ありがとうございました。 続きまして、農地利用最適化推進委員の増野委員お願いします。</p>
		増野委員	<p>はい。報告いたします。 4月13日に、私と石川委員と事務局職員で、3条申請に関係する農地の現地調査を行いました。 整理番号2番、3番の譲受人の経営地につきましては耕作、管理がおこなわれておりました。申請地につきましても特に問題はありませんでした。 現地調査の結果、以上2件につきましては農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。 以上です。</p>
		議 長	<p>はい。増野委員、ありがとうございました。 それでは本議案について審議いたします。</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	この件に関し質疑はございますか。 (吉田委員、挙手)
		吉田委員	ちょっといいですか。
		議 長	はい、吉田委員。
		吉田委員	整理番号1番、2番、3番が贈与なんですね。 その登記する時に、登記料など含めて司法書士さんに払うと思うのですが、どちらが払うのですか。
		議 長	事務局お願いします。
		事務局	はい。今の吉田委員の質問に対してなんですけれども、不動産登記法等、詳しい手続きは私の方では存じておりませんので、必ずしも正しい回答ができるかわからないんですけれども、基本的には当事者間において登記をする際に登記手数料が掛かるものとなると思いますので、どちらがその費用を負担するかというのは、最終的にお互いの間で話し合っただけで決定するものかなと考えております。 以上です。 (柴崎委員、挙手)
		柴崎委員	いいですか。
		議 長	はい、柴崎委員。
		柴崎委員	今、贈与という言葉が出たんですけど、たぶんそんなにはかからないと思うのですが、贈与税がかかるのですか。今の時代の農地に。
		事務局	柴崎委員の質問にお答えします。 贈与税はかかってきます。ただ、専門家ではありませんので、いくらかかるかというのは、この場では何とも申し上げることはできませんが、贈与税がかかってくるものと思います。
		議 長	小暮委員、どうでしょうか。
		小暮委員	それでは、以前会計事務所の方にいたものですから、ちょっと知っている範囲でお話しさせていただきたいと思うのですが、贈与税につきましては、該当地の相続税の評価基準がございまして、この基準に基づいて評価した金額が贈与税の対象となります。基礎控除が暦年で110万円ありますので、それを超えた場合に贈与税がかかるということになると思うんです。ですから農地ですと固定資産税評価額の、これ一般論なんですけど、場所によって違うんですけど、だいたい20倍から25倍くらいの間くらい。評価額が1㎡あたり今はいくらですかね。10円とかそのくらいでしょうかね。ですから、とてもこれ110万円までいかないと思います。それと先程登記料の話がありましたけど、登記料については一般論ですけども、要するに贈与を受ける人が負担するのが一般的だと思います。ただこれ強いて言いますと、贈与と言うよりもですね、贈与税のかかる対象になりますから、安い金額でも売買にした方がですね、お互いにいいかなとは思いますが、その方が手続きも楽ですからね。まあ、参考くらいにいただければと思います。 以上でございます。
		議 長	ありがとうございます。明解な説明でご理解いただけたと思います。他にございますか。

会議件名		て ん 末	
会議		議長	(委員より「質疑なし」との声) 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 本件は決することによろしいでしょうか。
		議長	(委員より「異議なし」との声) 異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
	議案第28号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」	議長	次に、議案書の32ページ、議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
進		事務局	はい、事務局よりご説明させていただきます。
		事務局	【議案第28号について概要を説明】 農地法4条の許可承認申請につきましては以上3件です。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
		議長	はい。ただいま事務局より説明のありました本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。
		議長	(委員より「質疑なし」との声) 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。
		議長	(委員より「異議なし」との声) 異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
		議長	次に、議案書の33ページ、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
行		事務局	はい。引き続きまして事務局よりご説明申し上げます。
		事務局	【議案第29号について概要を説明】 農地法5条の許可申請につきましては以上9件です。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
		議長	はい。ただいま事務局より説明のありました本議案につきまして審議いたします。 まず、この件に関し、質疑はございますか。
		議長	(委員より「質疑なし」との声) 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。
		議長	次に、議案書の33ページ、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
状		事務局	はい。引き続きまして事務局よりご説明申し上げます。
		事務局	【議案第29号について概要を説明】 農地法5条の許可申請につきましては以上9件です。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
		議長	はい。ただいま事務局より説明のありました本議案につきまして審議いたします。 まず、この件に関し、質疑はございますか。
		議長	(委員より「質疑なし」との声) 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。
況		議長	次に、議案書の33ページ、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。
			(委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
		議 長	以上をもちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
	閉会	事務局長	以上をもちまして、令和4年第4回農業委員会総会を閉会いたします。

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年4月28日

議 長 安藤 巳喜夫

署名委員 富田 千恵子

署名委員 塚越 石夫